

計画主体名	島根県 雲南市		
計画期間 実施期間	H20 ~ H23 H20 ~ H21	総事業費(交付金)	343,000千円 (171,500千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	活性化計画を実行することにより、都市と農村の交流が拡大され、入込み客数の増加により地域の特産品の販売額が伸びる。また、この交流により雲南市のファンを獲得することで交流人口の拡大に結びつくことも予想されることから、適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	雲南市総合計画では「生命(いのち)と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」を基本理念とし、市民と協働によるまちづくりを進めている。そこでは、ふるささが本来もつ豊かな恵みである自然や歴史、人のつながりなどの地域資源を有効に活用し、地域の活性化に取り組んでいくものであり、連携が図られている。その他、過疎、山村振興などの計画とも整合も図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	地域住民からの要望により取りまとめた事業であり、地域住民との調整は図られている。 ・農産物直売施設・農家レストラン：尾原ダム整備計画に合わせ平成12年度より、地域住民ともに活用計画を検討してきた。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：平成20年より地元自治会への個別訪問による説明やワークショップを実施し協議してきた。 ・体験農園・乗馬体験施設：尾原ダム整備計画に合わせ地域住民とともに活用計画を検討してきた。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：雲南市へ合併する以前(掛合町時代)から農耕文化をテーマにした交流施設の建設が要望されてきた。
事業の推進体制は確立されているか	適	・農産物直売施設・農家レストラン：雲南市や地域住民、農業法人の参画する研究会を設立するなど関係者間の連携が図れており、事業推進に係る体制が確立されている。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：雲南市、商工会、JAなどが参画する推進会議により連携を図り、事業を推進している。 ・体験農園・乗馬体験施設：雲南市や地域住民、農業法人の参画する研究会を設立するなど関係者間の連携が図れており、事業推進に係る体制が確立されている。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：地域の活性化を目指す地域コミュニティで事業推進の体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	当該事業を活用して整備する施設により、活性化計画の目標である交流人口の拡大及び地域産物の販売額増加を目指すこととしており、整合性はとれている。
計画期間・実施期間は適切か	適	要綱第3の3の「原則として、3年以内とする。」と整合性が取れている。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	・農産物直売施設・農家レストラン：総事業費100,000千円の5/10で交付限度額の範囲内である。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：総事業費33,000千円の5/10で交付限度額の範囲内である。 ・体験農園・乗馬体験施設：総事業費100,000千円の5/10で交付限度額の範囲内である。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：総事業費110,000千円の5/10で交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回、新規に取り組む事業である
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	適	・農産物直売施設・農家レストラン及び体験農園・乗馬体験施設：該当しない ・簡易宿泊機能付き農家レストラン及び宿泊機能付き体験活動拠点施設：改修に当たっては古材を吟味し、耐久性のある古材のみを活用するなど古材の利用に関する基準を遵守する。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 種類：建物、構造：木造 ・農産物直売施設・農家レストラン：20年(飲食店用) ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：17年(旅館用) ・体験農園・乗馬体験施設：17年(車庫・格納庫用) ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：22年(宿泊所用)
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の1により算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	上記による算定の結果、1.0以上である(農産物直売施設・農家レストラン：1.09、体験農園・乗馬体験施設：1.07) ・簡易宿泊機能付き農家レストランと宿泊機能付き体験活動拠点施設は廃校・廃屋等改修交流施設であるので、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金効果算定要領第2の3によって費用対効果を1.0とみなす。

事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	<p>地域は、4施設ともに振興山村地域にあり、要件を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン：実施主体は地方自治体(雲南市)であり、要件を満たしている。地域コミュニティが主となる組織が食材供給、農家レストラン等の指定管理者制度による施設運営を行う。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：実施主体は農業者によって組織された団体「楽々会」で、構成員4名のうち3名が農業者である。また、代表者が農業者であり、規約も定められていることから、要件を満たしている。 ・体験農園・乗馬体験施設：実施主体は地方自治体(雲南市)であり、要件を満たしている。施設管理を指定管理者制度によって地域コミュニティが行い、乗馬体験、自然学習についてはNPO法人等と連携して運営を行う。また、平成18年より尾原ダム地域づくり活性化研究会を立ち上げ、島根大学教育学部作野准教授にも参画いただき、教育に関する意見をいただきながら検討してきたが、今年度には尾原ダム湖活性化推進連絡協議会を立ち上げ、市の農林振興部、教育委員会などより多くの関係者を集め、ダム湖活性化に向けた推進体制を構築することとしている。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：実施主体は地方自治体(雲南市)であり、要件を満たしている。施設運営は指定管理者制度によって地域コミュニティが行う。 											
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン、体験農園・乗馬体験施設、宿泊機能付き体験活動拠点施設：市で設置する公共施設であり、個人に対する交付ではなく、目的外使用のおそれもない。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：当団体が定める施設利用規則に従って利用するものであり目的外使用のおそれはない。 											
施設等の利活用の見直し等は適正か													
<table border="1"> <tr> <td>地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか</td> <td>適</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン：広島県北部と島根県東部とを結ぶ国道314号線沿いの立地条件を踏まえた利用計画となっている。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：隣接する湯村温泉の外湯の利用者(約4万人)とともに地域住民の憩いの場となる利用計画となっている。 ・体験農園・乗馬体験施設：ダム湖周辺施設利用者、小中学生及び高校生等を対象とした体験プログラムなどの利用計画となっている。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：山陽と山陰を結ぶ国道54号の雲南市の南の玄関口にあたり、国道から100メートルの立地条件を踏まえた利用計画となっている。 </td> </tr> <tr> <td>近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか</td> <td>適</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市内、近隣他町村の類似施設の利用状況等を踏まえた検討を行っている。 </td> </tr> <tr> <td>利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか</td> <td>適</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン：国道の利用者及びダム湖で展開するポート競技など利用計画を検討している ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：湯村温泉(外湯)の利用者を中心に、川遊び、散策などのへの来場者を対象とする。 ・体験農園・乗馬体験施設：市内、隣接町の類似施設等との連携について検討している。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：農業体験者及び県立自然公園八重滝やふれあいの里奥出雲公園、温泉施設「満壽の湯」等への観光客を誘導する計画である。 </td> </tr> <tr> <td>施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか</td> <td>適</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストランと宿泊機能付き農家レストラン、宿泊機能付き体験活動拠点施設については特に運営面で有機的な連携を図る。また、雲南市内のほか隣接する奥出雲町の農産物販売施設との連携についても検討している。 ・体験農園・乗馬体験施設：市内、隣接町の類似施設等との連携について検討している。 </td> </tr> </table>	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン：広島県北部と島根県東部とを結ぶ国道314号線沿いの立地条件を踏まえた利用計画となっている。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：隣接する湯村温泉の外湯の利用者(約4万人)とともに地域住民の憩いの場となる利用計画となっている。 ・体験農園・乗馬体験施設：ダム湖周辺施設利用者、小中学生及び高校生等を対象とした体験プログラムなどの利用計画となっている。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：山陽と山陰を結ぶ国道54号の雲南市の南の玄関口にあたり、国道から100メートルの立地条件を踏まえた利用計画となっている。 	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・市内、近隣他町村の類似施設の利用状況等を踏まえた検討を行っている。 	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン：国道の利用者及びダム湖で展開するポート競技など利用計画を検討している ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：湯村温泉(外湯)の利用者を中心に、川遊び、散策などのへの来場者を対象とする。 ・体験農園・乗馬体験施設：市内、隣接町の類似施設等との連携について検討している。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：農業体験者及び県立自然公園八重滝やふれあいの里奥出雲公園、温泉施設「満壽の湯」等への観光客を誘導する計画である。 	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストランと宿泊機能付き農家レストラン、宿泊機能付き体験活動拠点施設については特に運営面で有機的な連携を図る。また、雲南市内のほか隣接する奥出雲町の農産物販売施設との連携についても検討している。 ・体験農園・乗馬体験施設：市内、隣接町の類似施設等との連携について検討している。 	
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン：広島県北部と島根県東部とを結ぶ国道314号線沿いの立地条件を踏まえた利用計画となっている。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：隣接する湯村温泉の外湯の利用者(約4万人)とともに地域住民の憩いの場となる利用計画となっている。 ・体験農園・乗馬体験施設：ダム湖周辺施設利用者、小中学生及び高校生等を対象とした体験プログラムなどの利用計画となっている。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：山陽と山陰を結ぶ国道54号の雲南市の南の玄関口にあたり、国道から100メートルの立地条件を踏まえた利用計画となっている。 											
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・市内、近隣他町村の類似施設の利用状況等を踏まえた検討を行っている。 											
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン：国道の利用者及びダム湖で展開するポート競技など利用計画を検討している ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：湯村温泉(外湯)の利用者を中心に、川遊び、散策などのへの来場者を対象とする。 ・体験農園・乗馬体験施設：市内、隣接町の類似施設等との連携について検討している。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：農業体験者及び県立自然公園八重滝やふれあいの里奥出雲公園、温泉施設「満壽の湯」等への観光客を誘導する計画である。 											
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストランと宿泊機能付き農家レストラン、宿泊機能付き体験活動拠点施設については特に運営面で有機的な連携を図る。また、雲南市内のほか隣接する奥出雲町の農産物販売施設との連携についても検討している。 ・体験農園・乗馬体験施設：市内、隣接町の類似施設等との連携について検討している。 											
事業費積算等は適正か													
<table border="1"> <tr> <td>過大な積算としていないか</td> <td>適</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン、体験農園・乗馬体験施設、宿泊機能付き体験活動拠点施設：周辺地域の類似施設を比較し検討を行っている。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：適切業者(3者)からの見積徴収により、過大な積算としていない。 </td> </tr> <tr> <td>建設・整備コストの低減に努めているか</td> <td>適</td> <td>必要最小限の施設整備にとどめ、建設・整備コストの低減を図る。簡易宿泊機能付き農家レストラン及び宿泊機能付き体験活動拠点施設については、適切な古材の活用によりコストの削減を図る。</td> </tr> <tr> <td>附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)</td> <td>適</td> <td>・体験農園・乗馬体験施設：体験学習を受け入れるにあたりバス等の駐車場、汚水処理施設(浄化槽)は必要であり、適正である。</td> </tr> <tr> <td>備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)</td> <td>適</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン及び宿泊機能付き体験活動拠点施設：備品として厨房機器、農産加工品陳列用の冷蔵庫(耐用年数6年)等を交付金で整備する。当該備品は食品衛生上、品質保持上必要不可欠なものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：厨房機器(耐用年数6年)等を交付金で整備する。当該備品は食品衛生上、品質保持上必要不可欠なものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。 ・雲南市財務規則において備品は性質又は形状を変えことなく、比較的長期の使用に耐えるものとし、下限金額は規定していないが、物品の選定にあたっては市の基準に照らし合わせ、比較的長期の使用に耐え、汎用性が高いものとなっており、適正である。 ・体験農園・乗馬体験施設：備品整備は行わない。 </td> </tr> </table>	過大な積算としていないか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン、体験農園・乗馬体験施設、宿泊機能付き体験活動拠点施設：周辺地域の類似施設を比較し検討を行っている。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：適切業者(3者)からの見積徴収により、過大な積算としていない。 	建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の施設整備にとどめ、建設・整備コストの低減を図る。簡易宿泊機能付き農家レストラン及び宿泊機能付き体験活動拠点施設については、適切な古材の活用によりコストの削減を図る。	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	・体験農園・乗馬体験施設：体験学習を受け入れるにあたりバス等の駐車場、汚水処理施設(浄化槽)は必要であり、適正である。	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン及び宿泊機能付き体験活動拠点施設：備品として厨房機器、農産加工品陳列用の冷蔵庫(耐用年数6年)等を交付金で整備する。当該備品は食品衛生上、品質保持上必要不可欠なものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：厨房機器(耐用年数6年)等を交付金で整備する。当該備品は食品衛生上、品質保持上必要不可欠なものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。 ・雲南市財務規則において備品は性質又は形状を変えことなく、比較的長期の使用に耐えるものとし、下限金額は規定していないが、物品の選定にあたっては市の基準に照らし合わせ、比較的長期の使用に耐え、汎用性が高いものとなっており、適正である。 ・体験農園・乗馬体験施設：備品整備は行わない。 	
過大な積算としていないか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン、体験農園・乗馬体験施設、宿泊機能付き体験活動拠点施設：周辺地域の類似施設を比較し検討を行っている。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：適切業者(3者)からの見積徴収により、過大な積算としていない。 											
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の施設整備にとどめ、建設・整備コストの低減を図る。簡易宿泊機能付き農家レストラン及び宿泊機能付き体験活動拠点施設については、適切な古材の活用によりコストの削減を図る。											
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	・体験農園・乗馬体験施設：体験学習を受け入れるにあたりバス等の駐車場、汚水処理施設(浄化槽)は必要であり、適正である。											
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン及び宿泊機能付き体験活動拠点施設：備品として厨房機器、農産加工品陳列用の冷蔵庫(耐用年数6年)等を交付金で整備する。当該備品は食品衛生上、品質保持上必要不可欠なものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：厨房機器(耐用年数6年)等を交付金で整備する。当該備品は食品衛生上、品質保持上必要不可欠なものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。 ・雲南市財務規則において備品は性質又は形状を変えことなく、比較的長期の使用に耐えるものとし、下限金額は規定していないが、物品の選定にあたっては市の基準に照らし合わせ、比較的長期の使用に耐え、汎用性が高いものとなっており、適正である。 ・体験農園・乗馬体験施設：備品整備は行わない。 											
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン：集客の確実性、地域の顧客の利便性から広島県北部と島根県東部との結ぶ国道314号線沿いである現在の整備地が最適と判断した。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：湯村温泉の外湯が目前にあり、集客力がある。 ・体験農園・乗馬体験施設：ダム建設により、周辺道路の整備が進んでおり、集客性、利便性の面からも最適と判断している。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：山陽と山陰を結ぶ国道54号から100メートルの立地条件にある。100余年の歴史がある小学校の趣きが国道からしっかりと見える位置にあり、最適地と判断している。 											
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン：国の所有地。了解を得ている。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：所有者と耐用年数(17年)以上の賃貸契約を結ぶこととなっている。 ・体験農園・乗馬体験施設：市の所有地。 ・宿泊機能付き体験活動拠点施設：所有者と耐用年数(22年)以上の賃貸契約を結ぶこととなっている。 											
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン、体験農園・乗馬体験施設、宿泊機能付き体験活動拠点施設：起債計画などに関して雲南市実施計画において十分検討・調整を行っている。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：自己資金及び雲南市単独助成(1千万円)を活用して整備することとしており、十分検討・調整を行っている。 											
整備後における施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか													
<table border="1"> <tr> <td>維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)</td> <td>適</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン、体験農園・乗馬体験施設、宿泊機能付き体験活動拠点施設：雲南市において、施設設置条例及び管理運営規則を制定し、適正に管理・運営を行う。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：実施団体において、適正に管理規則を策定し、これに従って維持管理を行う。 </td> </tr> <tr> <td>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか</td> <td>適</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・策定した収支計画は適正なものとなっている。 ・収入は食事と宿泊で2千9百万円、支出は人件費、維持管理費等で収入と同額となっており、収支の均衡はとれている。 </td> </tr> </table>	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン、体験農園・乗馬体験施設、宿泊機能付き体験活動拠点施設：雲南市において、施設設置条例及び管理運営規則を制定し、適正に管理・運営を行う。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：実施団体において、適正に管理規則を策定し、これに従って維持管理を行う。 	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した収支計画は適正なものとなっている。 ・収入は食事と宿泊で2千9百万円、支出は人件費、維持管理費等で収入と同額となっており、収支の均衡はとれている。 							
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン、体験農園・乗馬体験施設、宿泊機能付き体験活動拠点施設：雲南市において、施設設置条例及び管理運営規則を制定し、適正に管理・運営を行う。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン：実施団体において、適正に管理規則を策定し、これに従って維持管理を行う。 											
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した収支計画は適正なものとなっている。 ・収入は食事と宿泊で2千9百万円、支出は人件費、維持管理費等で収入と同額となっており、収支の均衡はとれている。 											
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売施設・農家レストラン：案内標識等については特定交通安全施設整備事業で行う。 ・簡易宿泊機能付き農家レストラン、体験農園・乗馬体験施設、宿泊機能付き体験活動拠点施設：特になし。 											